

# 熊本工業高等学校生徒心得

R 7. 4. 1 ~

## ◎男子生徒に関する規定

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 服 装        | 学校規定の制服を正しく着用する。<br>科章（左）、学年章（右）は規定の位置につける。   |
| 2 シャツ        | 冬服の時は白のカッターシャツを着用し、セーター等は華美でないもの（黒、紺）とする。夏の開襟シャツ及び中間服の白のカッターシャツの下に着るシャツは、外から見て分からぬ程度の色とする。                          |
| 3 リックス       | <u>白・黒・紺・グレー（踝が完全に隠れる）の無地もしくはワンポイントを着用する。ワンポイントの色も白・黒・紺・グレーとする。</u>   |
| 4 靴          | ① 運動靴について 紐のある運動に適したものとする。<br>② 革靴について 色は黒色か茶色とする。  |
| 5 アーム<br>カバー | <u>白・黒・紺・グレーとする。</u>  |
| 6 防寒具        | <u>防寒着（上着）は無地で白・黒・紺・グレー、もしくは部活動で統一した学校に申請されているものとする。手袋は華美でないものとする。ネックウォーマーは無地で華美でないものとする。</u><br>(時期等についてはその都度指示する) |
| 7 頭 髮        | (1) 頭髪は熊工生としてふさわしいものにする。<br>(2) 前髪はまゆにかかる長さとする。<br>(3) 横、後髪は刈り上げを基本とし、作為的な髪形にしない。<br>(4) パーマや染髪その他の加工は禁止する。         |

## ◎女子生徒に関する規定

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 服 装        | 学校規定の制服を正しく着用する。<br>科章、学年章は規定の位置につける。<br>女子のスラックスも許可する。  |
| 2 シャツ        | 冬服の時は白のカッターシャツを着用し、セーター等はVネックの華美でないもの（黒、紺）とする。   |
| 3 リックス       | <u>男子と同じ</u>   |
| 4 靴          | ① 運動靴について 紐のある運動に適したものとする。<br>② 革靴について 色は黒色か茶色とする。   |
| 5 アーム<br>カバー | <u>白・黒・紺・グレーとする。</u>   |
| 6 防寒具        | <u>防寒着（上着）は無地で白・黒・紺・グレー、もしくは部活動で統一した学校に申請されているものとする。手袋は華美でないものとする。ネックウォーマーは無地で華美でないものとする。タイツは黒色とし、タイツ下の靴下も黒色とする。</u><br>(時期等についてはその都度指示する) |
| 7 頭 髮        | (1) 頭髪は熊工生としてふさわしいものにする。<br>(2) 前髪はまゆにかかる長さとする。上襟より長い髪（肩以上）は結ぶこと。<br>(3) ヘアピン・ゴムひもは華美でないものとする。<br>(4) パーマや染髪その他の加工は禁止する。                   |

※頭服検査は、前期4回、後期4回とする。

# 熊本工業高等学校生徒心得

## ◎ その他の生活規定

- 1 欠席・遅刻の場合、必ず早めに担任へ連絡すること。
- 2 登下校の服装は原則制服とし、必ず生徒証（身分証明書）を携行すること。  
(公式戦、遠征時は各部活動のユニフォームを可とする。また、部活動で統一した学校に申請されている服装は可とする。)
- 3 学校に不要（トランプ、ゲーム機等）なものは持てこない。
- 4 つめはきちんと切り、まゆそり等はしない。
- 5 着色リップクリームやマニキュア等の化粧はしない。
- 6 アクセサリー（ピアス、ネックレス、ゴムひも等）は身につけない。
- 7 バック、リュックは無地で華美でないもの、もしくは部活動で統一した学校に申請されているものとする。
- 8 カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、パチンコ店、麻雀荘など高校生にふさわしくない施設、場所へは立ち入らない。
- 9 保護者の同行または学校の許可を受けたもの以外の外泊は一切しない。  
ただし、事前に保護者からの届出があった場合はこの限りではない。
- 10 アルバイトは原則として禁止。（特別な事情がある場合は生徒指導部に相談）
- 11 携帯電話等の校内持ち込みは認めるが使用禁止（電源OFF）とする。  
また、休日等も含め登下校時の使用を禁止する。（別途詳細規定あり）
- 12 その他諸願届は許可をもらう。  
(普通免許取得、テレビ・ラジオ出演、雑誌取材、旅行、校外活動 等)

## ◎ 交通に関する規定

- 1 交通関係法規を守る。（道路交通法で自転車は軽車両の扱いになる。）
- 2 自転車通学生は必ず登録をする。  
(通学用自転車規定の遵守・別途詳細規定あり)
- 3 登下校時（学校行事・部活動を含む）は必ずヘルメットを着用する。
- 4 原付・自動二輪の免許取得は禁止とする。
- 5 自動車免許取得は3年生で進路が内定した者で、生活面、学習面で問題がない場合等（別途詳細規定あり）に限って、後期（10月）以降から学校への許可申請を行い、許可を受けた後に入校を認める。  
ただし、学校（学業）優先とし、授業・学校行事・登校日等は必ず出席すること。免許取得は卒業式以降とする。
- 6 保護者・親戚等以外の車・自動二輪には同乗しない。